

1. 件名：大型廃棄物保管庫の建屋の Ss900 を用いた耐震評価結果等についての面談
2. 日時：令和4年4月8日（金）13時30分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

新井安全審査官、高木係長

高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）

地震・津波審査部門

千明主任安全審査官

江崎企画調査官（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当11名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社より、令和3年2月13日に福島県沖で発生した地震を踏まえて、現在耐震評価及び設計を見直し中の大型廃棄物保管庫について、以下のとおり説明があった。
 - 大型廃棄物保管庫の耐震クラス等の考え方について
 - ✓ 大型廃棄物保管庫が地震により全ての安全機能を失ったと仮定して評価した場合、公衆への被ばく線量は5mSv/事象を超過する。
 - ✓ 上記公衆への被ばく線量、廃炉活動への影響、上位クラスへの波及的影響、供用期間、設計の進捗状況、内包する液体の放射エネルギー等を考慮した上で、各機器等の特徴に応じた地震動の設定及び必要な対策を判断する。
 - ✓ クレーン、吸着塔支持架台、使用済吸着塔、建屋については、Ss900による影響の評価を実施し、各評価結果がまとめ次第説明する。
 - 建屋補強前の評価結果について
 - ✓ 北棟及び南棟について、層間変形角1/30以下に収まっていること及び崩壊機構が形成されていないことから建屋が倒壊しないことを確認した。
 - ✓ 中央棟について、層間変形角1/30以下に収まっているものの崩壊機構が形成されることから、建屋の倒壊を否定できない結果となったため、現状、中央棟の補強を行う方針としている。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。
 - 大型廃棄物保管庫を構成する構築物、系統及び機器ごとに、最初に新設する際に本来必要な安全機能と耐震クラスを整理したうえで、現状の設計・建設の進捗状況等を踏まえ、最終的に適用する地震動を設定するまでの考え方と評価の仕方について整理して詳細を説明すること。
 - 上記の考え方を説明するにあたっては、新設する場合と改造する場合のメリット及びデメリットを整理すること。

6. その他

資料：大型廃棄物保管庫に係る実施計画の変更について（Ss900での建屋耐震評価

結果等)

以上